

災害時におけるダム管理施設災害応急復旧業務に関する 協定書（案） （ダム用機械設備）

国土交通省関東地方整備局二瀬ダム管理所長 宮崎 和幸（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害（以下「災害」という。）におけるダム管理施設応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、二瀬ダム管理所が管理するダム管理施設（以下「ダム施設」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の範囲）

第2条 地震、洪水等により被災したダム用機械設備（放流設備、管理用設備）に関する応急復旧作業とする。

（業務の実施区間）

第3条 業務の実施区間は、別紙管内に示す区間とする。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は、甲又は前条に定める区間を担当する二瀬ダム管理所職員（以下「職員」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の実施体制）

第5条 甲は、ダムに災害が発生し必要と認められるときは、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けた場合、直ちに被災状況の把握し、書面又は電話等の方法により職員に報告し、甲又は職員の指示による当該被害の応急復旧を実施するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けた場合、速やかに現場責任者を定め、書面又は電話等の方法により職員に報告するものとする。

(業務の完了)

第6条 乙又は前条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により、直ちに職員にその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資材等を速やかに職員に報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、第5条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお、乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

- 第9条 乙は、あらかじめ災害に備え、第5条第2項の業務に際し、使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲に書面により報告するものとする。
- 2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
 - 3 甲は、甲が所有する建設資機材について、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関し、それぞれからの要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第13条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し、第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により報告し、その処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第15条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け、下請けを問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式又は直前1年間の完成工事高により掛け金を算定し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、令和3年9月15日から令和6年3月31日までとする。

ただし、乙が取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって協定解除を行うことができるものとする。

2 乙が、関東地方整備局長から「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）」に基づく指名停止期間中は、当該協定を適用しない。

ただし、あらかじめ関東地方整備局長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(訓練等の参加)

第17条 甲が業務遂行上必要と認められる訓練、研修等に関し、乙の参加を要請することができるものとする。

(協定の解除)

第18条 甲は、乙に対して本協定を締結することが著しく不当と認められる場合又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第20条 この協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
二瀬ダム管理所長 宮崎 和幸 印

乙 ○○○○○○○○
代表取締役 ○○○○○○ 印